

セキュリティ文化専門委員会及び技術戦略専門委員会の設置について

平成17年7月14日  
情報セキュリティ政策会議決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）における情報セキュリティ問題全体を俯瞰した我が国としての中長期的な基本戦略に関する当面の審議の充実に資するため、政策会議に、特定の事項の調査検討を行う専門委員会として、セキュリティ文化専門委員会及び技術戦略専門委員会を置く。
- 2 セキュリティ文化専門委員会はセキュリティ文化の醸成に係る事項について、技術戦略専門委員会は情報セキュリティに係る研究開発及び技術開発並びにそれらの成果利用の戦略に係る事項について、それぞれ調査検討を行う。
- 3 各専門委員会の委員は、それぞれ2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって政策会議の議長が委嘱した者とする。
- 4 各専門委員会の委員長は、専門委員会毎に、その委員の互選により決する。
- 5 各専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、当該専門委員会の委員以外の者に対し、当該専門委員会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 専門委員会の庶務は、警察庁、防衛庁、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各号に掲げるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は当該専門委員会の委員長がそれぞれ定める。